

余裕期間制度を活用する工事に係る事務取扱要領（案）

1 目的

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達等を行うことができる余裕期間を設定した工事を実施するにあたり、必要な事項を定める。

2 用語の定義

(1) 余裕期間

契約締結日から工期の始期日の前日までの期間

余裕期間内は、

①主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）の配置を要しない。

②現場代理人を配置することを要するが、工事現場に常駐しなくてもよい。

※余裕期間内は、他の工事の現場代理人を配置することができる。

なお、他の工事の主任技術者等が当該工事（余裕期間内）の現場代理人となるには、受注者が他の工事の発注者の了解を得ることとする。

③現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

※測量は現地作業が伴い、工事の着手に該当するため、実施できない。

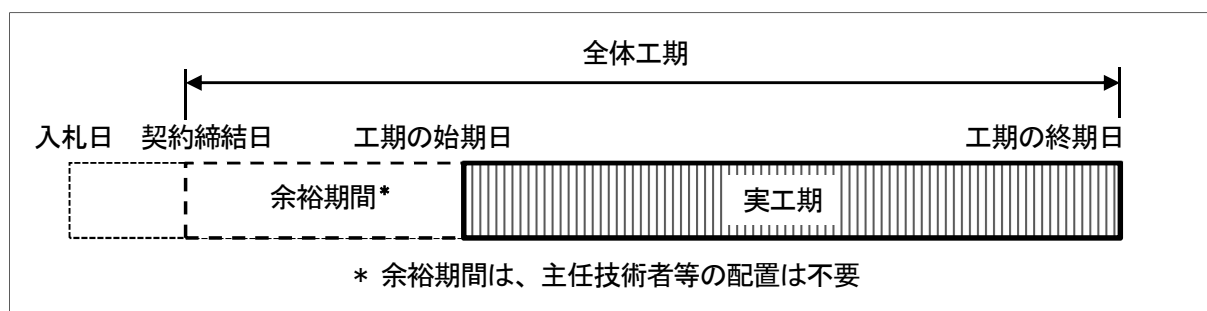
(2) 工期（実工期）

工期の始期日から工期の終期日までの期間

※ 工期＝純工期＋準備後片付け期間＋その他（年末年始等の期間）

(3) 全体工期

余裕期間と工期を合わせた期間



3 対象工事

原則、土木部所管の全ての土木工事を対象とする。ただし、下記に該当する工事は対象外とする。

＜対象外工事＞

①緊急性のある工事

②早期復旧、早期開通を必要とする工事

③関連する工事等の進捗に影響を与える工事

④その他、余裕期間の設定がなじまないと判断される工事

4 余裕期間制度の方式（参考図参照）

- ① 発注者指定方式：発注者が工期の始期日及び終期日を指定する方式
- ② 任意着手方式：発注者が示した工期の始期日・期限までの間に受注者が工期の始期日を設定する方式
- ③ フレックス方式：発注者があらかじめ示した全体工期の中で、受注者が工期の始期日及び終期日を設定する方式

5 適用方式及び工期の設定

(1) 余裕期間制度の適用方式

発注者において適用する方式は、フレックス方式を基本とする。

※ただし、河川工事等で施工期間が限定される工事など、施工条件等の理由でやむを得ない場合のみ、発注者指定方式もしくは任意着手方式を適用することができる。

(2) 工期の設定

発注者が設定する余裕期間は60日を超えない範囲とする。

① 発注者指定方式

- ・発注者において、起工時に工期の始期日及び終期日を設定する。

② 任意着手方式

ア 発注者において、起工時に工期（工期の始期日から起算して○日間）及び工期の始期日・期限（○月○日）を設定する。

イ 入札参加者等[※]は、工期の始期日・期限までの間で工期の始期日を任意に設定し、入札方法に応じた提出時期（下表参照）に、書面(様式△号)により発注者に通知する。

※一般競争入札（事前審査型）においては入札参加者、一般競争入札（事後審査型）においては落札候補者、指名競争入札においては落札者をいう。

③ フレックス方式

ア 発注者において、起工時に全体工期を設定する。

イ 入札参加者等は、全体工期内で工期を任意に設定し、入札方法に応じた提出時期（下表参照）に、書面(様式△号)により発注者に通知する。

表 入札方法に応じた提出時期

入札方法	提出時期
一般競争入札	資格確認資料提出時
指名競争入札	契約締結まで

(3) 工期決定（当初契約）後における工期変更の考え方

余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

6 契約書に記載する工期

工期の始期日から工期の終期日とする（余裕期間は含まない。）。

7 入札公告等への記載

(1) 記載事項

「工期及び余裕期間を設定することができる期間」のほか、以下の内容を記載する。

- ①余裕期間制度を活用した工事であること。
- ②余裕期間内は、主任技術者等の配置を要しないこと。
- ③余裕期間内は、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならないこと。

(2) 記載例文

- ①入札公告等 別紙1のとおり
- ②特記仕様書 別紙2のとおり

8 技術者の通知と専任の確認

(1) 技術者の通知（受注者）

受注者は工期の始期日の前日までに、工期に従事する主任技術者等を決定し、「工事施工計画及び下請負人等通知書」により、契約担当者に通知する。

(2) 技術者の専任の確認（発注者）

発注者は、受注者から提出された「工事施工計画及び下請負人等通知書」により、工期の始期日における主任技術者等の専任を確認する。

【参考】施工プロセスチェックによる確認

主任監督員は、「工事現場における施工体制確認要領（別紙-1）施工プロセスチェックリスト」に基づき、工事着手前に「元請負業者の監理技術者（主任技術者、追加配置技術者）」の点検を行い、主任技術者等の専任を確認する。

9 その他

(1) 契約保証の期間

契約締結日から工期の終期日までとする（余裕期間を含む。）。

(2) コリンズに登録する「工期」及び「技術者情報 従事期間」

一般財団法人日本建設情報総合センター「工事实績情報システム（CORINS）」に登録する「工期」及び「技術者情報 従事期間」は、契約書に記載する工期とする。

(3) 総合評価落札方式への適用

総合評価落札方式に適用する場合は、次の型式に応じて技術資料様式を選択する。

- ①施工能力評価型様式11号（余裕期間制度用）若手技術者の育成
- ②企業チャレンジ型様式7号（余裕期間制度用）若手技術者の育成
- ③女性チャレンジ型様式11号（余裕期間制度用）女性技術者の育成

附 則

この要領は、平成28年4月01日から適用する。

この要領は、平成29年4月01日から適用する。

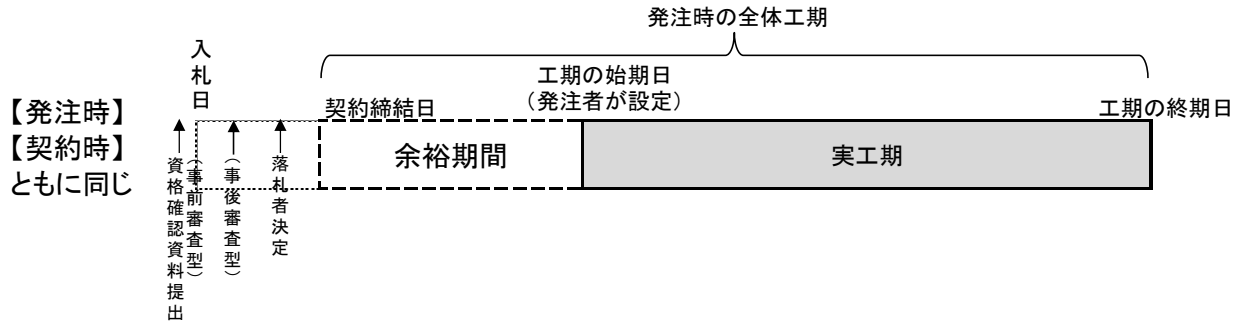
この要領は、平成30年7月01日から適用する。

この要領は、令和2年7月1日から適用する。

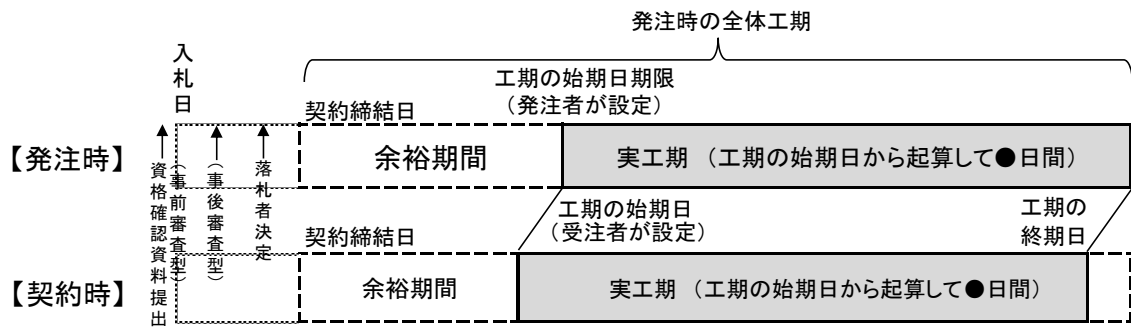
この要領は、令和6年4月1日から適用する。

[参考図] 余裕期間制度の方式

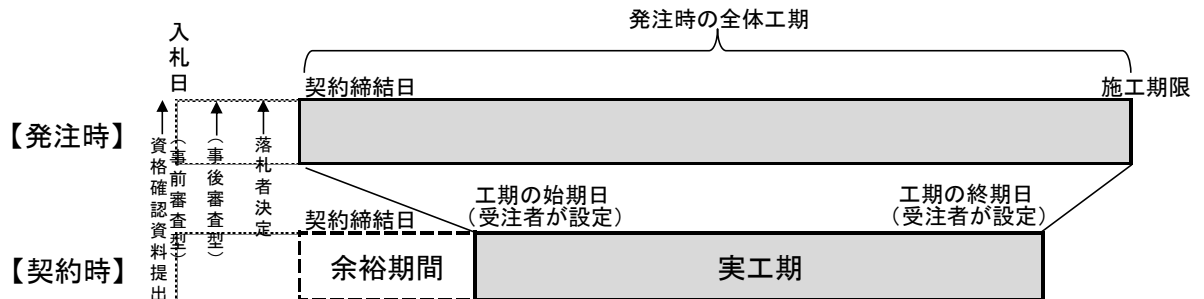
【発注者指定方式】 発注者が工期の始期日及び終期日を設定する方法



【任意着手方式】 発注者が示した工期の始期日期限までの間に受注者が工期の始期日を設定する方法



【フレックス方式】 発注者があらかじめ設定した全体工期の中で、受注者が工期の始期日及び終期日を設定する方法



入札公告等記載例

発注者が選定した余裕期間制度の方式に応じた記載内容を選択して記載する。
なお、※《 》は解説文であり、入札公告等には記載しない。

I 公募型一般競争入札及び制限付き一般競争入札（事後審査型、事前審査型とも）の標準入札公告記載例

1 入札に付する事項

(4) 工期（又は施工期間）

【発注者指定方式の場合】

本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）である。余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和■■年■■月■■日から令和●●年●●月●●日まで

※《発注者が指定する工期の始期日及び終期日を記載》

（余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）

なお、上記の工期の始期日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

【任意着手方式の場合】

本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（任意着手方式）である。発注者が示した工期の始期日期限までの間で、受注者は工期の始期日を任意に設定することができる。

なお、入札参加者（事後審査型のときは落札候補者）は、資格確認資料提出時に、様式〇号により、工期の始期日を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期：工期の始期日から起算して●●●日間

※《発注者が指定する工期の日数を記載》

（ただし、令和■■年■■月■■日（工期の始期日期限）までに工期の始期日を設定すること）

（余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）

なお、上記の工期の始期日期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工期の始期日期限から●●●日間で工事を完了させること。

【フレックス方式の場合】

本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事(フレックス方式)であり、発注者が示した全体工期(余裕期間と工期をあわせた期間)の中で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。

なお、入札参加者(事後審査型のときは落札候補者)は、資格確認資料提出時に、様式〇号により、工期の始期日及び終期日を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：令和●●年●●月●●日まで

※《発注者が指定する全体工期を記載》

(余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで)

Ⅱ 指名競争入札の入札通知書記載例

1 入札に付する事項

工期(又は施工期間)

【発注者指定方式の場合】

本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事(発注者指定方式)である。余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和■■■年■■■月■■■日から令和●●●年●●●月●●●日まで

※《発注者が指定する工期の始期日及び終期日を記載》

(余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで)

なお、上記の工期の始期日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

【任意着手方式の場合】

本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事(任意着手方式)である。発注者が示した工期の始期日期限までの間で、受注者は工期の始期日を任意に設定することができる。

なお、落札者は契約締結までに、様式○号により、工期の始期日を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期：工期の始期日から起算して●●●日間

※《発注者が指定する工期の日数を記載》

(ただし、令和■■■年■■■月■■■日(工期の始期日期限)までに工期の始期日を設定すること)

(余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで)

なお、上記の工期の始期日期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工期の始期日期限から●●●日間で工事を完了させること。

【フレックス方式の場合】

本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の中で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。

なお、落札者は契約締結までに、様式〇号により、工期の始期日及び終期日を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：令和●●年●●月●●日まで

※《発注者が指定する全体工期を記載》

（余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）

Ⅲ 総合評価落札方式（施工計画評価型・施工能力評価型・企業チャレンジ型）の入札説明書 記載例

1 工事の概要

(4) 工期（又は施工期間）

【発注者指定方式の場合】

工期：令和■■年■■月■■日から令和●●年●●月●●日まで

※《発注者が指定する工期の始期日及び終期日を記載》

（余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）

なお、上記の工期の始期日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

【任意着手方式の場合】

工期：工期の始期日から起算して●●●日間

※《発注者が指定する工期の日数を記載》

（ただし、令和■■年■■月■■日（工期の始期日）までに工期の始期日を設定すること）

（余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）

なお、上記の工期の始期日以後に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工期の始期日以後から●●●日間で工事を完了させること。

【フレックス方式の場合】

全体工期：令和●●年●●月●●日まで

※《発注者が指定する全体工期を記載》

（余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）

特記仕様書記載例

余裕期間は工期に関わる事項であり、できるだけ工期の記載に近い位置に記載する。

【発注者指定方式の場合】

工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
(余裕期間：契約締結日から令和 年 月 日まで)

(余裕期間 発注者指定方式)

第〇条 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日から工期の始期日の前日までの期間）を設定した工事（発注者指定方式）である。

余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

- 2 契約締結後において、工期の始期日の変更の必要が生じた場合には、監督員と協議の上、変更契約（工期の変更）を締結することにより、工期の始期日を変更することができる。
- 3 コリンズ（CORINS）に登録する技術者の従事期間は、工期（工期の始期日から終期日）とする。
- 4 受注者は、工期の始期日の前日までに、工事に従事する主任技術者等を決定し、「工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書」により、発注者に通知しなければならない。

【任意着手方式の場合】

工 期 工期の始期日から起算して 日間
(工期の始期日期限：令和 年 月 日)

(余裕期間 任意着手方式)

第〇条 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日から工期の始期日の前日までの期間）を設定した工事（任意着手方式）であり、発注者が定めた工期の始期日期限までの間で、受注者が工期の始期日を任意に設定することができる工事である。なお、事前審査型の一般競争入札の場合には入札参加者（事後審査型の場合には落札候補者）は、資格確認資料提出日に、指名競争入札の場合には落札者は、契約締結までに、様式△号により、工期の始期日を通知するものとする。

余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

- 2 契約締結後において、工期の始期日の変更の必要が生じた場合には、監督員と協議の上、変更契約（工期の変更）を締結することにより、工期の始期日を変更することができる。
- 3 コリンズ（CORINS）に登録する技術者の従事期間は、工期（工期の始期日から終期日）とする。
- 4 受注者は、工期の始期日の前日までに、工事に従事する主任技術者等を決定し、「工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書」により、発注者に通知しなければならない。

【フレックス方式の場合】

全体工期 施工期限 令和 年 月 日限り

（余裕期間 フレックス方式）

第〇条 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と工期をあわせた全体工期を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が定めた全体工期内において、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。なお、事前審査型の一般競争入札の場合には入札参加者（事後審査型の場合には落札候補者）は、資格確認資料提出日に、指名競争入札の場合には落札者は、契約締結までに、様式△号により、工期の始期日及び終期日を通知するものとする。

工期の始期日の前日までの余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

- 2 契約締結後において、工期の始期日の変更の必要が生じた場合には、監督員と協議の上、変更契約（工期の変更）を締結することにより、工期の始期日を変更することができる。
- 3 契約締結後において、工事内容の変更がある等、特段の事情がない場合は、受注者が契約時に設定した工期の終期日の変更は行わない。
- 4 コリンズ（CORINS）に登録する技術者の従事期間は、工期（工期の始期日から終期日）とする。
- 5 受注者は、工期の始期日の前日までに、工事に従事する主任技術者等を決定し、「工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書」により、発注者に通知しなければならない。

(様式△号)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

契約担当者
兵庫県〇〇〇県民局長様

住所
商号又は名称
氏名
印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	〇〇〇〇工事
工事場所	〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和〇年〇月〇日
工期の始期日	令和〇年〇月〇日
工 期	工期の始期日から 令和〇年〇月〇日まで（〇〇〇日間）

※一般競争入札の場合には、資格確認資料提出日に、指名競争入札の場合には、契約締結
までに提出すること。
※契約書には、本通知書により通知した工期（工期の始期日及び終期日）を記載する。